

# 医療型短期入所事業を開始しました

## 1 医療型短期入所とは

在宅において、介護を行う人が疾病その他の理由により、一時的に介護ができなくなったときに、短期的に児童等が施設へ入所し、医療による管理のもとで介護を受けることのできる障害福祉サービスのことです。

## 2 対象

大崎市、登米市、栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町にお住まいの重症心身障がい児・障がい者で、次のいずれかに該当する方

- ①障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を実施している方
- ②障害支援区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方
- ③障害支援区分5以上に該当し、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している方
- ④重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児
- ⑤厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる方
- ⑥医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された方

## 3 提供サービス内容

健康管理、日常生活の援助（食事、排泄、清拭又は入浴等）、相談・援助

## 4 実施場所

(1) 大崎市民病院（本院） 4階南病棟（小児科病床）

対象：15歳未満の重症心身障がい児

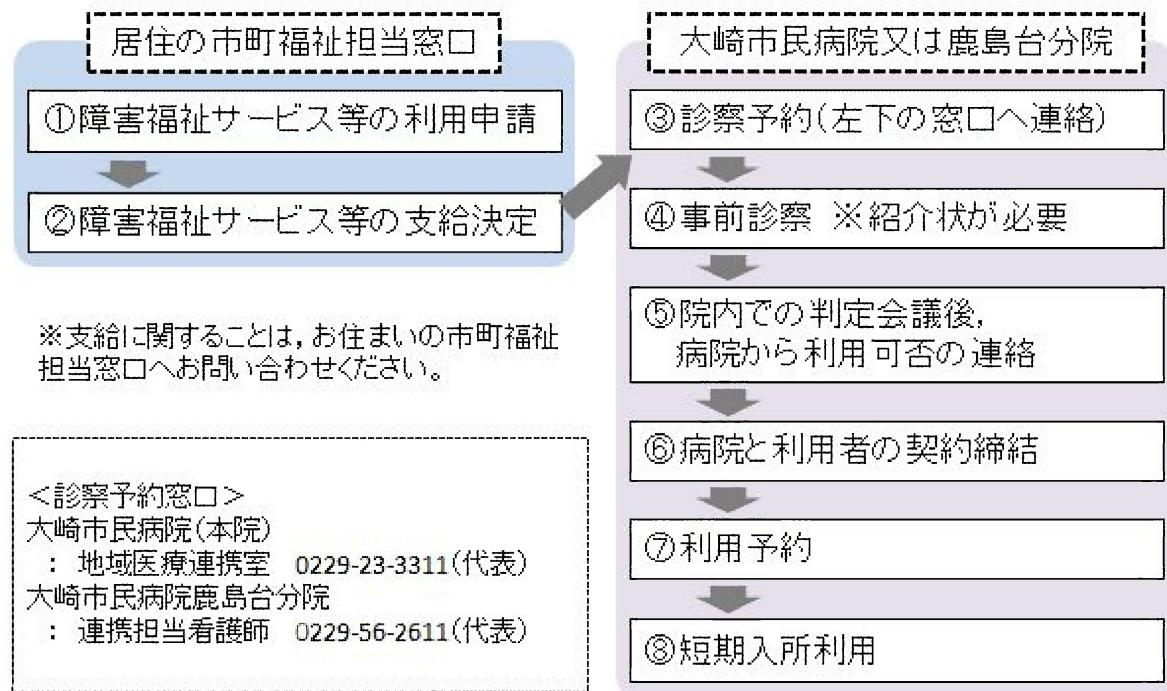
入所定員：1人（空床利用型）

(2) 大崎市民病院鹿島台分院 3階病棟（一般病床）

対象：15歳以上の重症心身障がい児者（障害支援区分5・6）

入所定員：1人（空床利用型）

## 5 新規利用の流れ



## 6 問い合わせ窓口

- (1) 15歳未満の重症心身障がい児の利用について  
大崎市民病院（本院） 地域医療連携室 0229-23-3311（代表）
- (2) 15歳以上の重症心身障がい児・障がい者の利用について  
大崎市民病院鹿島台分院 0229-56-2611（代表）
- (3) 障害福祉サービス等の支給決定（受給者証）について  
お住まいの市町福祉担当窓口へお問い合わせください。